

議事要旨(5) 一括取得型による自社株式取得取引（ASR取引）に関する会計処理の検討

冒頭、小賀坂副委員長より、一括取得型による自社株式取得取引（ASR 取引）に関する会計処理の検討について、経緯及び概要が説明され、その後、前田ディレクターより審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 自社株式に関連する取引において、損益が生じることに違和感がある。資本取引と損益取引の基本的な考え方などを整理する必要があるかもしれない。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 自社株式を基礎数値としたデリバティブについて、現金決済されるのであれば全てトレーディング取引であり損益取引だという考え方と、自社株式の時価変動で利益を得又は損失を被ることを想定していないことから、デリバティブ取引に該当せず資本取引だという考え方の双方があり得る。
- また、株式で決済する場合には、現金の移動がないため損益取引になるのかどうかという論点もある。例えば、企業側にとって、現金決済であろうが株式決済であろうが、義務を負っていると考えれば損益取引に該当するという考え方があり得る。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - ASR 取引について、ステップに分けて取引ごとに会計処理を行う方法と、取引すべてを 1 つの取引として会計処理を行う方法のいずれを採用するかという論点から検討するアプローチは適切であると考える。
 - 取引すべてを 1 つの取引として会計処理を行う根拠として示されている内容は十分ではないと考えており、まずはこの点から議論すべきと考える。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- ステップに分けて取引ごとに会計処理を行う方法と、取引すべてを 1 つの取引として会計処理を行う方法については、米国会計基準の検討状況も参考にすると、双方ともに一定の根拠があると考えている。
- なお、会社法上の規制は別々の取引であることを前提にしているという理解のもとで、会計上はそれと異なる取扱いを採用することが基準の安定性の観点から問題ないかどうかについて、十分留意する必要があると考えている。

以 上